

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

記

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下呂市の比率	—	—	12.8	15.9
早期健全化基準	12.90	17.90	25.0	350.0

下呂市の比率欄「—」は赤字比率がないことを表す。

令和 2 年 9 月 3 日提出

下呂市長 山内 登

